

日立商工会議所会報 チラシ折込サービスに関する規程

(目的)

第1条 本規程は、当所会員企業の販路拡大等を図ることを目的に行う。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本折込サービスは、日立商工会議所（以下「商工会議所」という。）が会員事業所に配布する会報に折込するサービスをいう。
- (2) チラシ 一枚刷りの印刷物でA4若しくはB5版のもの、またはA3若しくはB4版のものを二つ折りにしたものをいう。
- (3) パンフレット A4版以下の簡易的に綴られた印刷物で1部50グラム以下のものをいう。

(折込サービスの対象者)

第3条 本折込サービスを利用出来る者は、商工会議所会員事業所とする。但し、行政または公的団体（商店会等を含む）はこの限りではない。

(折込サービスの同封書類)

第4条 本折込サービスに同封できる印刷物は、チラシ及びパンフレット（以下「チラシ等」という。）とし、次の各号のいずれかに該当するものは、同封することができない。

- (1) 公序良俗に違反するもの。
- (2) 関係法規に違反するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人宣伝に係るもの。
- (4) 虚偽、または誤認される恐れがあるもの。
- (5) 他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがあるもの。
- (6) その他、当該サービスの運用上不適当な事項があるもの。

- 2 チラシ等の内容に関する責任は、折込サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が負うものとし、商工会議所は一切の責任を負わない。
- 3 本折込サービスに関する手続き上のトラブルは双方が誠意をもって対応し、また、該当サービスにより生じた取引上のトラブル等について本商工会議所は一切の責任を負わない。
- 4 本折込サービスは、利用者の情報発信の便宜、販路および事業機会の拡大を図るものであり、商工会議所が依頼者に対して信用を供与するものではない。

(申込)

第5条 利用者は、折込サービス申込書に必要事項を記入のうえ、利用希望月の前月20日までにチラシ等の見本を添えて商工会議所へ申し込むこと。前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定期において、止むを得ない事情が生じた場合、該当実施月を繰り延べる事がある。

2 本折込サービスは、申し込み状況により希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同で希望にはそえない。

3 チラシ等の折込部数は、商工会議所会員事業所数とし、利用者は商工会議所が指定する数を折込希望月の10日までに商工会議所へ納品する。定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。なお、残部が生じても原則返却はしない。

(料金等)

第6条 利用者は定められた金額を利用月月末までに商工会議所へ支払わなければならない。

チラシ折込料金（消費税込み）

A 4 または B 5	1枚折込につき	32,400円
A 3 または B 4 2つ折り	1枚折込につき	48,600円
パンフレット（50グラムまで）	1部折込につき	108,000円

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項は会頭が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年11月27日から施行する。